

おひとりさまの相続（1）

今回から、相続についてお伝えしていきたいと思います。

世の中にはインターネット上でも書籍等でも、相続の情報が巷に溢れています。しかし、そのほとんどが、配偶者がいて子供がいる場合の相続のこと、相続税のことなどの解説です。



先日、ご両親も既に亡くなり、もともと一人っ子でちょうどいもない女性から「相続人がいない場合の相続のことを詳しく書いてある本、ご存じだったら教えてください」という依頼がありました。確かに、ほとんどの資料には相続人がゼロとなるケースについては触れられていないし、あったとしても「相続人不存在の場合は、相続財産管理人が選任され、最終的には遺産は国庫に帰属することになります」と記載されているだけか、詳しいものでも、国庫に帰属されるまでの裁判所や公告の手続きの流れが書いてあるにすぎません。

これだけでは、亡くなったときに相続人がゼロになる人にとっては、「私が死んだら、私の財産は、国に召し上げられるのだ」という程度の認識しか持つことが出来ません。

そもそも、国庫に帰属するための手続きを、誰がどのように進めてくれるのでしょうか。相続人のいない人が亡くなったことを聞きつけて、国家公務員が遺産を回収に来るわけではもちろんありません。途中で裁判所の手続きが使われるとしても、誰が始めに裁判所のルールに乗せてくれるのか。裁判所の手続きが自動的に始まるわけでもありません。

どうせ国に召し上げられて、無駄な使い方をされるくらいならば、自分自身の思い入れのある分野、たとえば貧困で苦しむ子供を救いたいとか、音楽家を目指す若者を支援したいとか、具体的な希望を持って遺産を使ってほしいと考える場合は、どうしたらよいか。

そこでこのコラムでは、通常の相続の情報とは逆の方向で、つまりまずは相続人不存在の人のための相続の情報を、そして次は、配偶者も子供もないが兄弟姉妹や甥姪はいるという人のための相続の情報を、皆さまにお伝えしていきたいと思います。

今の高齢者は、生涯未婚率も低い、子供を産んだことのない女性も少ない、しかも兄弟姉妹も多いので、相続人不存在の人は、間違いなくかなり珍しい部類に入ってしまうでしょう。子供がいない人の場合でも、兄弟姉妹や甥姪が相続人となるので、5人以上の相続人がいるというケースの方が、相続人不存在のケースより確実に多いという印象があります。

しかし、今から20年も経った頃の高齢者を考えれば、子供を持たずに亡くなる人が急激に増えてきますから、相続の解説本も考え方も常識も、徐々に変わってくるのではないのでしょうか。

皆さまには、時代を先取りして、「相続人のための相続」ではなく「自分のための相続」をご一緒に考えていただきたいと思います。

つづく